

[資料1]

高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施について

令和3年1月

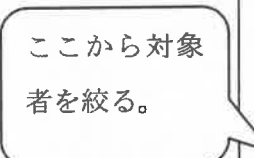
山口県後期高齢者医療広域連合

高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施のモデル事業
進捗状況報告（令和3年1月20日現在）

1. モデル事業の概要

本事業は、各市町での一体的実施の取組を推進するため、医療関係団体や市町と連携して各種先行モデル事業（受診勧奨、服薬相談指導、フレイル・オーラルフレイル予防）を実施する。

2. 各モデル事業の内容

	受診勧奨	服薬相談指導	フレイル予防 (健康教室)	オーラルフレイル 予防 (健康教室)
日 程	R2～R3 年度	R2年12月～ R3年3月	R2年12月～ R3年3月	R2年12月～ R3年3月
目 的	生活習慣病・糖尿病性腎症重症化予防	服薬状況（重複）の評価及び薬物有害事象の回避	フレイル予防	オーラルフレイル予防
内 容	対象者レセプト及び健診結果等を分析し、受診者特性に合わせた受診勧奨通知書の送付	薬剤師による訪問等で服薬状況をアセスメントし、服薬課題に合わせた指導を行う。	・講義(保健師) ・フレイルチェック ・健康診査の案内	・講義(保健師) ・オーラルフレイルチェック ・歯科健診の案内
対象者	健診後の未受診者 糖尿病治療中断者 	3 か月間の間に複数医療機関から同一薬効の薬剤処方のある被保険者 【候補者数】 約 850 名	地域住民で構成される高齢者の会	地域住民で構成される高齢者の会
関係機関	山口県医師会 郡市医師会 山口県	山口県医師会 郡市医師会 山口県薬剤師会 地域薬剤師会	山口県医師会 郡市医師会	山口県歯科医師会 郡市歯科医師会
参加予定 市町 (参考)	岩国市、宇部市、 下松市、光市、 美祢市、周南市、 山陽小野田市	岩国市、和木町、 長門市、周南市、 山陽小野田市	和木町、下松市、 周南市、山陽小野 田市、田布施町	和木町、下松市、 長門市、周南市、 山陽小野田市、 田布施町

3. モデル事業のスケジュールと進捗状況

① 受診勧奨

- ・業者決定（契約済）
- ・対象者選定、通知内容の検討
- ・令和2年度中は通知発送準備にとどめ、発送は令和3年4月下旬を検討

② 服薬に関わる相談・指導

- ・地域薬剤師会と契約し、訪問対象者の選定を行った
- ・今後、対象者あてに案内文を送付し、希望者には2月から訪問を開始する予定

③ フレイル・オーラルフレイル健康教室

- ・実施済 : フレイル4箇所（参加人数41人）
オーラルフレイル5箇所（参加人数73人）
※今後、各地域包括支援センターに情報提供予定

- ・中止 : フレイル1箇所（和木町）、オーラルフレイル1箇所（和木町）

	月	受診勧奨	服薬相談指導	健康教室 (フレイル・オーラル)
関係団体との 協議	6月 7月 10月～	県 県医師会 郡市医師会	県薬剤師会 県医師会 郡市医師会 地域薬剤師会	— 県医師会 郡市医師会 県・郡市歯科医師会
対象者抽出・ 委託等	9月～ 11月 12月	— 業者決定・契約 データ分析及び抽出	対象者1次抽出 地域薬剤師会と契約	通いの場等の紹介
事業実施	10・11月 12・1月 1月 2月	— 対象者抽出 通知内容の検討 —	— 参加者選定・決定 訪問	健康教室実施
事業の評価・ 報告	3月	報告書（業者）	事業評価 報告書作成	報告書作成

令和2年度 平生町での取組について

1. 取組項目

(1) 低栄養予防事業(保健指導)

【事業目的】 被保険者の栄養状態を維持・改善し、介護予防・QOL 向上を目指す。

【対象者(抽出基準)】 健康診査で「低栄養の可能性あり」と判定された者

→BMI20kg/m²以下かつ前年度の健診受診時より2kg 以上体重が減少した者

(除外条件) ・資格喪失、長期入院者、施設利用者等

・低栄養により受診中の者(KDB・レセプトによる受診チェック)

・低栄養指導対象者として適切でない者

(がん、難病、精神疾患、認知症、要介護度 3 以上等)

【関与する専門職及び団体】 熊毛郡医師会 専門職候補:保健師等

【実施方法】 居宅訪問等による低栄養改善指導

原則 2 回の訪問指導及び改善状況確認訪問(3 カ月 1 ケール)

※必要に応じて医療の受診勧奨や栄養指導等に連携する。

(2) 生活習慣病(高血圧、脂質異常症)重症化予防事業(保健指導)

【事業目的】 高血圧症や脂質異常症等の生活習慣病を抱える被保険者について、動脈硬化性疾患(心疾患、脳血管疾患)の重症化を防ぐことで、要介護者の抑制を図る。

【対象者(抽出基準)】 健康診査受診者のうち、以下の 2 条件のいずれかに該当する者

<条件1> 前年度の健康診査結果において血圧 140/90mmHg 以上 かつ BMI25kg/m²以上の者

<条件2> 前年度の健康診査結果において中性脂肪 150mg/dL 以上または HDL40mg/dL 未満
かつ BMI25kg/m²以上の者

(除外条件) ・資格喪失、長期入院者、施設利用者等

・高血圧症、脂質異常症により受診中の者(KDB・レセプトによる受診チェック)

・保健指導対象者として適切でない者

(がん、難病、精神疾患、認知症、要介護度 3 以上等)

【関与する専門職及び団体】 熊毛郡医師会 専門職候補:保健師

【実施方法】 居宅訪問等による生活習慣改善指導

原則 2 回の訪問指導及び改善状況確認訪問(3 カ月 1 ケール)

※必要に応じて医療の受診勧奨や栄養指導等に連携する。

(3) 健康教育・健康相談の実施

【事業目的】 住民主体の通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が健康状態に関心を持ち、広くフレイル予防の重要性について浸透を図る。また、フレイル状態を含めた高齢者の健康状態を把握することで、必要なサービスに接続することを目指す。

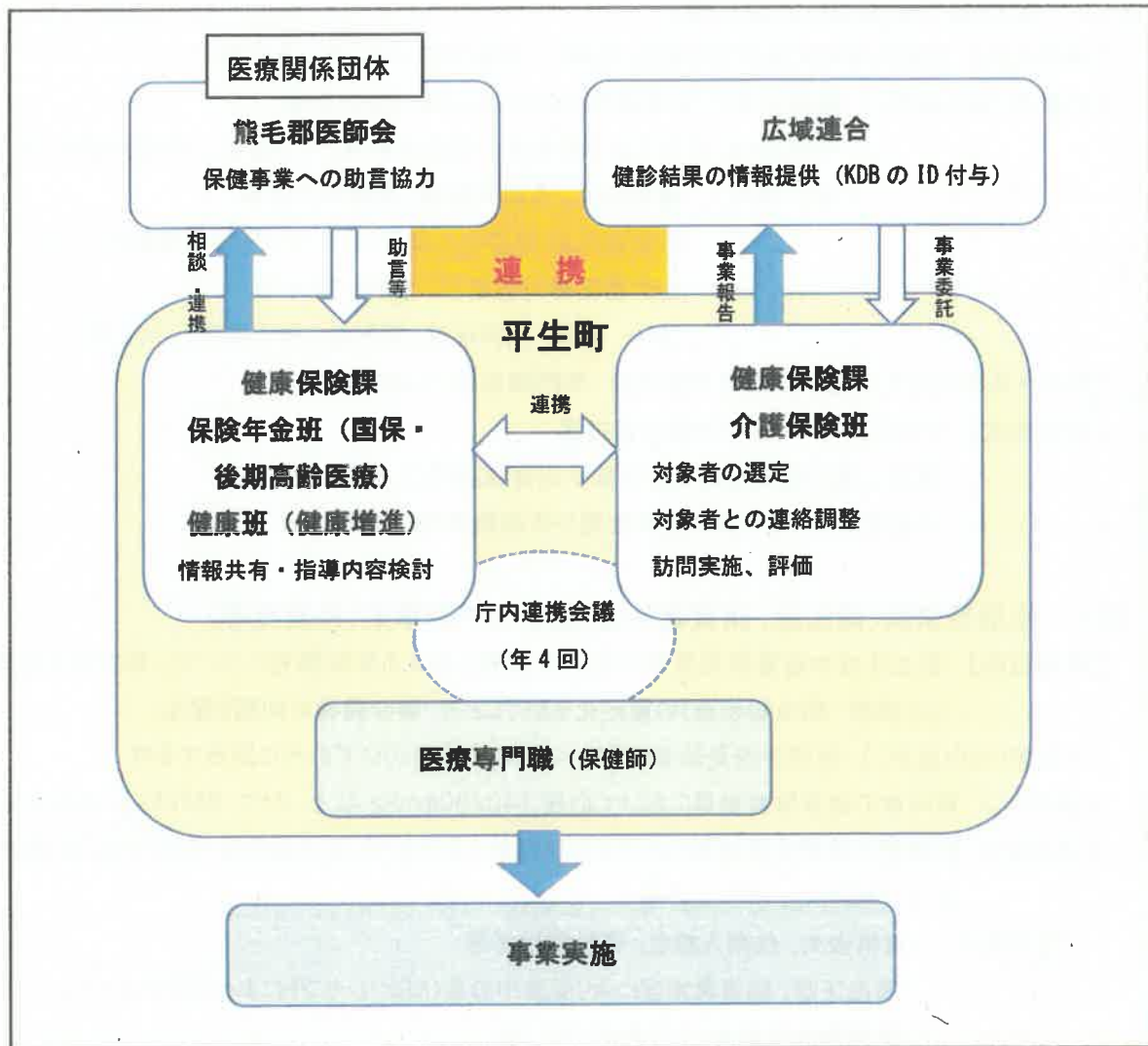
【対象者(抽出基準例)】 通いの場に参加する高齢者(後期高齢者を含む)を対象とする(町内 50 箇所)

【関与する専門職及び団体】 関係団体との連携:熊毛郡医師会

健康相談の実施職種:保健師

関連部署(介護サービス接続):介護部門

2. 実施体制



令和3年度の一体的実施事業（計画）について

○市町への委託事業

広域連合から各市町へ業務委託し、各市町において企画・調整等を担当する保健師等の医療専門職と地域を担当する医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）を配置し、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の両事業を実施する。

8市町実施予定

一体的な実施に係る検討状況調査（令和2年10月）

◎企画・調整等の業務に従事する職員（正職員等）の配置

令和3年度	令和4年度以降	その他
9市町（8市町スタート）	17市町（8市町スタート）	2市町

○受診勧奨モデル事業

山口県国保ヘルスアップ支援事業との共同実施で、国民健康保険において県事業に参加予定の市町について本広域連合で実施するモデル事業の対象とし、通知発送・保健指導を実施する。

○服薬モデル事業

3か月分のレセプトを分析し、重複処方等状態にある被保険者を対象に、薬剤師による訪問相談・指導を地域薬剤師会との委託契約により実施する。

○市町対象研修会の充実

市町の後期高齢者に対する保健事業の支援のため、担当事務職員及び保健事業に関わる専門職に対する研修会を充実させる。

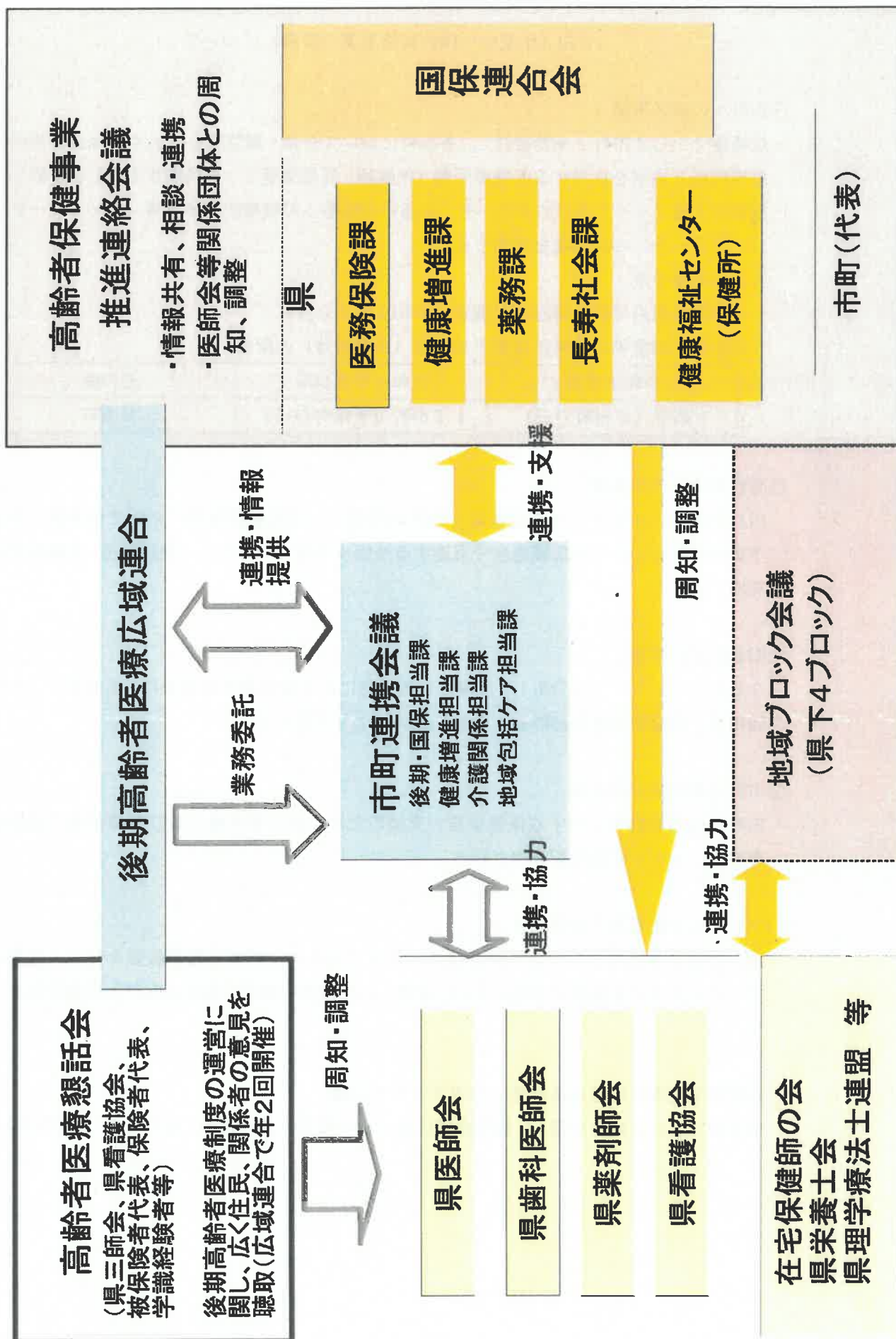
○フレイル予防事業・健康教室

通いの場等を活用したフレイル及びオーラルフレイルに関する健康教室を行い、自身のフレイルリスクを確認するとともに、身体・口腔機能の維持・改善に向けた保健指導を行う。

○高齢者保健事業推進連絡会議・地域ブロック会議

実務者による会議を開催し、関係機関における情報共有及び相談・協力体制の確保を図る。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・推進体制



「高齢者保健事業推進連絡会議」開催要領（案）

山口県後期高齢者医療広域連合

令和元年10月制定

令和2年 7月一部改正

令和2年11月一部改正

1 開催目的

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下、「一体的実施」と言う。）の推進に向け、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月厚生労働省）を踏まえ市町の取組を支援するため、実務者による「高齢者保健事業推進連絡会議」を開催し、関係機関における情報共有及び相談・協力体制の確保を図る。

（協議事項）

- （1）一体的実施に関する情報の共有、相談・連携に関すること
- （2）医療関係団体等への周知・調整に関すること
- （3）別に定める「地域ブロック会議」に関すること
- （4）その他、市町における一体的実施に関すること

2 参集团体等

県（医務保険課、健康増進課、薬務課、長寿社会課）、各市町、国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合（事務局）

注）・対象市町については、別紙、出席市町の順番による市町及び会議への出席を希望する市町等とする。

- ・出席者等については、会議開催前に調整する。

3 開催時期及び開催場所

- （1）開催時期 毎年7月頃
- （2）開催場所 後期高齢者医療広域連合（山口市）

4 地域ブロック会議の開催

各地域における一体的な実施を推進するため、別に定める「高齢者保健事業・地域ブロック会議」を開催する。

出席市町の順番について

- 1 出席市町は、保健医療圏毎に各1市町の計8市町及び出席を希望される市町とする。(全市町が出席を希望される場合は19市町)
- 2 医療圏における市町の順番は被保険者数の規模順とし、年度内は同一市町とする。(下表のとおり。)
- 3 出席市町について、圏域で調整される場合は、上記1及び2によらず、その順番とする。

【年度別出席順番表】

圏域名	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
岩国	岩国市	和木町	岩国市	和木町	岩国市
柳井	柳井市	周防大島町	田布施町	平生町	上関町
周南	周南市	下松市	光市	周南市	下松市
山口・防府	山口市	防府市	山口市	防府市	山口市
宇部・小野田	宇部市	山陽小野田市	美祢市	宇部市	山陽小野田市
下関	下関市	下関市	下関市	下関市	下関市
長門	長門市	長門市	長門市	長門市	長門市
萩	萩市	阿武町	萩市	阿武町	萩市

「高齢者保健事業・地域ブロック会議」開催要領（案）

令和2年11月

山口県後期高齢者医療広域連合

1 開催目的

地域における、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下、「一体的実施」という。）の推進に向け、地域での共通課題等を踏まえた情報交換及び意見交換をより効果的に実施するため、実務者による「高齢者保健事業・地域ブロック会議」を開催し、関係機関における情報共有及び相談・協力体制の確保を図る。

（協議事項）

- (1) 一体的実施に関する情報の共有、相談・連携に関すること
- (2) 一体的実施に関する地域の課題等に関すること
- (3) その他、市町における一体的実施に関すること

2 ブロックの設定

山口県保健医療圏の隣接する2地域を1ブロックとする。

ブロック名	保健医療圏名	市町名
岩国・柳井ブロック	岩国、柳井	岩国市、和木町 柳井市、周防大島町、田布施町、平生町、上関町
周南・山口防府ブロック	周南、山口・防府	周南市、下松市、光市 山口市、防府市
宇部小野田・下関ブロック	宇部・小野田、下関	宇部市、山陽小野田市、美祢市 下関市
長門・萩ブロック	長門、萩	長門市 萩市、阿武町

3 参集団体等

県（医務保険課、健康増進課、薬務課、長寿社会課、各健康福祉センター）、各市町、国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合（事務局）

注）健康福祉センター及び市町については、該当のブロックへ出席

4 その他

- (1) 開催時期 毎年7月から9月頃
(2) 開催場所 健康福祉センター所在市及び下関市

ブロック名	開催場所			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
岩国・柳井ブロック	柳井市	岩国市	柳井市	岩国市
周南・山口防府ブロック	—	周南市	山口市	周南市
宇部小野田・下関ブロック	—	宇部市	下関市	宇部市
長門・萩ブロック	—	長門市	萩市	長門市

注) 令和2年度は、モデル的に柳井・岩国ブロックのみ11月に開催